

役員報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）の定款第28条の規定に基づき、役員報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬等であつて、その名称のいかんを問わない。

(報酬)

第3条 本会の役員は無報酬とする。ただし、専務理事は年総額1,000,000円の範囲内、会員外から選出された監事は年総額500,000円の範囲内で報酬を支給することができることとし、専務理事については理事会において報酬額を決定するものとし、会員外から選出された監事については監事の協議によって報酬額を決定するものとする。

- 2 前項の報酬については、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附則

公益法人の認定後、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行。